

城田地区まちづくり協議会サポーター制度要綱（案）

（目的）

第1条

この要綱は、城田地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が行う地域づくり活動に賛同し、支援する個人・団体（以下「KIDA サポ」という。）に関する制度を定めることにより、地域の活性化及び住民参加の促進を図ることを目的とする

（活動内容）

第2条 KIDA サポの活動内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会が主催または共催するイベント・行事への参加及び支援
- (2) 地域美化・環境保全活動の推進
- (3) 防災・防犯活動の補助
- (4) 情報発信及び広報活動への協力
- (5) その他、協議会が必要と認める地域貢献活動

（登録）

第3条 KIDA サポとして登録を希望する者は、所定の応募用紙を協議会に提出するものとする。

2 協議会は、応募内容を審査し、適当と認めた場合 KIDA サポとして登録する。

3 KIDA サポの登録の時期は、随時とする。

4 KIDA サポの登録は、申し出のない限り継続するものとする。

（KIDA サポの義務）

第4条 KIDA サポは、次の義務を負う。

- (1) 協議会の目的や活動方針を理解し、協力すること。
- (2) 活動に際して、地域住民や他のサポーターと協調し、円滑な運営に努めること。
- (3) 協議会の名誉や信用を損なう行為をしないこと。

（活動の頻度）

第5条 KIDA サポの活動は、原則としてグループLINEを通じて情報共有を行い、行事等で必要な時に協力を依頼するものとする。

2 必要に応じて、個別の協力依頼や活動案内を行う。

（登録の取消し）

第6条 協議会は、KIDA サポが次のいずれかに該当すると認めた場合、登録を取り消すことができる。

- (1) KIDA サポとしての活動に著しく不適切な行為があったとき。
- (2) 協議会の目的や方針に反する行為があったとき。
- (3) その他、協議会が登録を継続することが不適当と判断したとき。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

2 この要綱は、協議会の決定により必要に応じて改正することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年5月18日から施行する。